

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

3 平成14年度第2回定期監査結果報告（平成15年5月9日監査報告第1号）に基づく市長の措置について

(1) 事務関係

監 査 結 果	措 置 結 果																		
(1) 介護予防型通所事業について改善を求めるもの （神奈川区、中区、南区、緑区、戸塚区及び泉区） 各区では、介護予防・自立支援の一環として、おおむね65歳以上で、加齢・傷病等により何らかの障害を有する高齢者（要介護認定された者等を除く。）を対象に、介護予防型通所事業を委託により実施している。 委託契約の内容は、軽スポーツ等の機能訓練と参加者同士の交流等を組み合わせたプログラムを、原則として1日4時間以上週4日実施するものであり、1日当たりの利用人員はおおむね10人以上とされている。 各区とも、2団体と委託契約を締結しており、委託先は特定非営利活動法人、社会福祉法人、医療法人、株式会社等で、会場については、南区の1団体が4か所で日替わりに実施しているほかは、いずれも1団体一か所となっている。 そこで、利用実績についてみたところ、次のような状況で、利用人数が10人以上である団体は2団体のみとなっている。 平成14年11月時点の利用人数の状況 <table border="1"> <tr> <th>1回当たりの利用人数の平均</th><th>団体数</th></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>1団体</td></tr> <tr> <td>4～5人</td><td>3団体</td></tr> <tr> <td>6～7人</td><td>5団体</td></tr> <tr> <td>8～9人</td><td>1団体</td></tr> <tr> <td>10人以上</td><td>2団体</td></tr> </table> また、利用希望者は、事前に登録することになっており、登録状況は次のとおりで、登録者が少ない団体も見受けられた。 平成14年11月時点の登録者数の状況 <table border="1"> <tr> <th>登録者数</th><th>団体数</th></tr> <tr> <td>10人台</td><td>2団体</td></tr> <tr> <td>20人台</td><td>1団体</td></tr> </table>	1回当たりの利用人数の平均	団体数	2～3人	1団体	4～5人	3団体	6～7人	5団体	8～9人	1団体	10人以上	2団体	登録者数	団体数	10人台	2団体	20人台	1団体	（神奈川区） 介護予防型通所事業については、魅力あるプログラムの実施のため、受託者を指導し、アンケートを実施するなど、利用者の意向を反映したメニューを増やすよう改めました。 平成15年11月には、区民生委員児童委員協議会定例地区会長会で事業周知を図り、さらに平成15年12月には、事業者自らが当該所在地区の定例会に出席して事業説明を行い、対象者の把握及び周知に努めました。 平均利用人数に関しては、富家町を会場とする団体については、平成14年度5.6人に対して平成15年度6.8人に、松本町を会場とする団体については、平成14年度4.6人に対して平成15年度6.3人に増加し、利用実績が2団体とも前年度に比べ増加しました。 また、平成16年度から、委託による実施を2か所から1か所に変更するとともに、新たに補助方式により1か所で実施することとし、区内の特性を考慮した事業の実施手法への見直しを図りました。
1回当たりの利用人数の平均	団体数																		
2～3人	1団体																		
4～5人	3団体																		
6～7人	5団体																		
8～9人	1団体																		
10人以上	2団体																		
登録者数	団体数																		
10人台	2団体																		
20人台	1団体																		

30人台	4団体
40人台	1団体
50人以上	4団体

介護予防型通所事業については、平成12年10月から各区1か所で開始され、平成13年10月からは各区2か所に増やして実施されているが、利用希望者を把握し事業参加への働きかけが必要なこと、事業開始から1～2年が経過した段階で、まだ認知度が低いこと、また、地域ケアプラザ等で行われている、地域住民主体のレクリエーションや機能訓練などの事業と、対象者や事業内容が類似する部分もあることなどから、一部を除いて利用実績が低調な状況となっている。

については、魅力あるプログラムの実施について受託者を指導し、より一層周知を図るなど、区と受託者の連携を密にしながら利用者の増加を図るとともに、対象者のニーズや地域の実情に応じた効果的な事業執行となるよう関係局とも連携しつつ改善を検討されたい。

（中区）

平成15年度受託2団体のうち、現在弥生町を会場とする団体は、プログラムに、囲碁・将棋や手芸などのメニューを増やし、地域の関係団体へ積極的に周知を行いました。

その結果、平均利用人数に関しては、平成14年度6.8人に対して、平成15年10月には7.6人に、平成16年3月には9.6人へと増加しました。

また、平成16年度に新たなメニューを追加し、平成16年6月には、平均9.9人とさらに増加しました。

一方の本牧町を会場とする団体は、プログラムの工夫や地域の関係団体への周知を図りましたが、平均利用人数が平成14年度の2.8人から平成15年10月には3.3人、平成16年3月には4.3人と増加したものの、大幅な改善がみられなかったため、平成16年度の委託契約は行わず、平成16年3月で閉所しました。

（南区）

平成15年度受託2団体のうち、デイ銭湯として事業を実施した永田北等を会場とする団体については、平成15年4月から平成16年3月までの間で、1回あたりの利用人数の平均は、16人となっています。

別所を会場とする団体については、新たなプログラムの導入、事業所の所在・スケジュール等についての周知、会場スペースの拡張、ケーブル

	テレビや広報よこはま南区版によるPRを行い、その結果、平成15年4月から平成16年3月までの間で、1回当たりの平均利用人数は、10.4人となりました。
	(緑区) 平成15年度受託2団体のうち、鴨居を会場とする団体については、平成15年4月から「ひなたぼっこ倶楽部通信」を作成し、地域の回覧版に掲載するなど、PRを図りました。その結果、平成14年度の1日平均利用者数が4.8人に対して、平成15年度は8.3人と増加し、11月及び12月には、10人を超えました。 西八朔町を会場とする団体については、山下地区の支えあい連絡会に出席し、地域との連携を図りました。その結果、平成14年度の1日平均利用者数が6.1人に対して、平成15年度は7.0人と増加しました。 また、平成15年9月から10月にかけて、同2団体に対する実地指導を行い、さらに、広報区版12月号の特集記事の中で、介護予防型デイサービス事業の紹介を行うなど、周知を図りました。
	(戸塚区) 受託者に対しては、地域の高齢者や関係団体への積極的なPRを行うとともに、チラシの作成など分かりやすいPRの工夫、魅力あるプログラムへの改善、プログラムが展開しやすい会場の工夫を行うよう指導しました。 また、区としては、受託者とともに高齢者給食会を通じた周知、家庭訪問や介護保険

	の認定非該当者への通知を利用した周知、広報区版による広報、区役所窓口でのチラシの配布を行いました。 その結果、2団体とも、登録者数及び1日当たりの利用人数について順調な伸びを見せ、平均利用人数においては、俣野町を会場とする団体については、平成14年度11.7人から平成15年度12.2人に、品濃町を会場とする団体については、平成14年度4.4人から平成15年度7.1人に増加しました。 (泉区) 区役所と委託事業者との間で、利用実績の改善策について協議し、事業の認知度を高めるため、介護保険非該当者に電話や家庭訪問等によるPRを行ったほか、参加者が主体的に関われるような仕掛けづくりを行い、利用者が前年度に比して増加しました。 平成16年度については、さらに事業効果を高めるため、区が直接執行し、介護予防事業を行います。
--	---

監 査 結 果	措 置 結 果
(2) 遺留金について適切な事務処理を求めるもの (神奈川県、中区、南区、緑区及び戸塚区) 各区では、行旅死亡人及び身寄りのない者(生活保護受給者を含む。)が社会福祉施設、自宅等で死亡した場合において、所持していた金銭(以下「遺留金」という。)があり、施設の職員、警察官等から引渡しを受けたものについては、葬祭費等に充当後、残余金がある場合には、これを歳入歳出外現金として保管している。 生活保護受給者に係る遺留金の取扱いについて、福祉局(旧民生局)が昭和 59 年に制定した「遺留金の取扱基準」(以下「取扱基準」という。)では、相続人の存否等を調査し、相続人が不明な場合には葬祭費に充当し、充当後の残余金が5万円未満の場合には、葬祭関連経費として葬祭を行う者に交付し、残余金が20万円以上の場合には、相続財産管理人の選任請求の手続きを行い、5万円以上20万円未満の場合であっても、無報酬の相続財産管理人が選任される場合には、選任請求を行うこと等が規定されている。 また、社会福祉施設入所者等の遺留金については、残余金を区分した基準は定められていないが、各区とも取扱基準に準じて事務処理を行うこととされている。 そこで、遺留金に関する事務についてみたところ、次のようなものが見受けられた。 ア 葬祭費等に充当した後の残余金が20万円以上の場合で、死亡した者に関する記録が残っているが、相続人の調査や相続財産管理人選任の手続等が、速やかに行われていなかったため、時間の経過により処理が困難となることから、速やかに着手すべきもの (神奈川県、中区及び南区) イ 死亡した者の氏名・住所等に関する記録が残っていないため、相続人の調査等を行ったのかどうか不明のまま、長期間に渡り遺留金を保管していたので、取扱基準にしたがい、事務処理が終了するまで記録を保管すべきもの (神奈川県、中区、南区、緑区及び戸塚区) 取扱基準では、葬祭費等に充当した後の残余金が20万円以上の場合には、相続財産管理人の選任請求を行うものとしているが、20万円では相続財産管理人への報酬に要する費用が不足する場合があります。5万円以上20万円未満の場合には、規定されている無報酬の相続財産管理人を選任することは難しく、遺留金が保管さ	(神奈川県) ア 速やかな相続財産管理人の選任請求手続の着手や、すべての事務処理が終了するまでケース記録等の保存など、迅速かつ適切な事務処理について、職場会議等で周知徹底を図りました。 イ 遺留金品の取扱基準及び長期間保管されている遺留金の取扱いについて適切な対応を図るため、福祉局と関係区による「遺留金品の取扱基準等検討プロジェクト」を設置し、検討を行ってきました。 その結果、遺留金品の取扱基準については、平成15年11月1日付(福保第 292号)で改正され、相続財産管理人の選任請求手続が必要な取扱基準を、葬祭執行後の残余金品の額20万円以上から50万円以上に引き上げる等、現状を踏まえた見直しを図りました。 (中区) ア 未処理分4件のうち、2件は平成15年7月30日、11月18日に相続人に支払済です。残りのうち1件は調査の結果確定した相続人のすべてに連絡を取りましたが、遺留金の受取を拒否又は返信がなされないため、速やかに相続財産管理人選任の手続を行います。 また、もう1件については親族調査を継続していますが相続人に該当する者の戸籍が戦災で消失しているものもあり調査不能な状態です。 今後は、処理が困難になら

れているのが現状である。また、5万円未満の場合には、葬祭終了後に遺留金の引渡しを受けることがあり、葬祭関連経費に充当することができず、保管しているものがある。さらに、昭和59年の取扱基準制定以前の遺留金は、葬祭関連経費への充当を規定していなかったため、長期間に渡り保管されている状況である。

以上のような現状を踏まえ、取扱基準について合理的な金額で区分するよう見直しを図るとともに、各区に長期間保管されている遺留金の取扱いについて、その事務が迅速かつ適切に行えるよう、福祉局と連携し検討されたい。

(神奈川区、中区、南区、緑区及び戸塚区)

ないよう、速やかに相続財産管理人の請求手続を行います。

イ 死亡した者のケースファイルのうち、遺留金が保管されているものについては、事務処理が終了するまで、保存年数にかかわらず保管するよう改めました。

遺留金品の取扱基準及び長期間保管されている遺留金の取扱いについて適切な対応を図るため、福祉局と関係区による「遺留金品の取扱基準等検討プロジェクト」を設置し、検討を行ってきました。

その結果、遺留金品の取扱基準については、平成15年11月1日付(福保第 292号)で改正され、相続財産管理人の選任請求手続が必要な取扱基準を、葬祭執行後の残余金品の額20万円以上から50万円以上に引き上げる等、現状を踏まえた見直しを図りました。

(南区)

ア 「20万円以上の遺留金で死亡したものの記録は残っているが、速やかに手続が行われていなかったもの」の4件について、平成16年6月までに完了しました。

今後、相続財産管理人の選任請求手続を行うべき事例については、速やかに手続を進めます。

イ 遺留金品の取扱基準及び長期間保管されている遺留金の取扱いについて適切な対応を図るため、福祉局と関係区による「遺留金品の取扱基準等検討プロジェクト」を設置し、検討を行ってきました。

その結果、遺留金品の取扱基準については、平成15年11

月 1 日付（福保第 292 号）で改正され、相続財産管理人の選任請求手続が必要な取扱基準を、葬祭執行後の残余金品の額 20 万円以上から 50 万円以上に引き上げる等、現状を踏まえた見直しを図りました。

（緑区）

イ 遺留金品の取扱基準及び長期間保管されている遺留金の取扱いについて適切な対応を図るため、福祉局と関係区による「遺留金品の取扱基準等検討プロジェクト」を設置し、検討を行ってきました。

その結果、遺留金品の取扱基準については、平成15年11月 1 日付（福保第 292号）で改正され、相続財産管理人の選任請求手続が必要な取扱基準を、葬祭執行後の残余金品の額20万円以上から50万円以上に引き上げる等、現状を踏まえた見直しを図りました。

なお、長期間保管されている遺留金のうち、死亡人の身元が判明した 1 件については既に遺族に遺留金の引渡しを連絡済です。

今後は、相続財産管理人の選任請求手続を行うべき事例については、速やかに手続を進めます。

(戸塚区)

イ 遺留金品の取扱基準及び長期間保管されている遺留金の取扱いについて適切な対応を図るため、福祉局と関係区による「遺留金品の取扱基準等検討プロジェクト」を設置し、検討を行ってきました。

その結果、遺留金品の取扱基準については、平成15年11月1日付(福保第 292号)で改正され、相続財産管理人の選任請求手続が必要な取扱基準を、葬祭執行後の残余金品の額20万円以上から50万円以上に引き上げる等、現状を踏まえた見直しを図りました。

なお、長期間保管されている遺留金のうち死亡人の身元が判明した2件について遺族に遺留金の引渡しを行いました。

今後は、相続財産管理人の選任請求手続を行うべき事例については、速やかに手続を進めます。